

広島市砂利採取計画の認可に関する申請 手引き

(令和6年4月)

- 砂利採取計画認可申請のスムーズな運用のために

広島市都市整備局指導部宅地開発指導課土砂埋立指導係

目 次

第1 砂利採取法の概要

1	概要	1
2	砂利採取法が適用される砂利	1
3	砂利採取業とは	1
4	砂利採取業の登録制度（広島県事務）	1
5	砂利採取計画の認可制度（広島市事務）	1
6	認可の基準	1
7	技術的基準	1
8	砂利採取の廃止	1

第2 認可事務の手続

1	事前審査・申請から廃止までの流れ	2
2	事務手続の説明等	5

第3 認可申請要領

1	認可申請書作成要領	7
2	関係書類・図面	8
3	着手	10
4	廃止	10

第4 その他

1	事前相談	11
2	住民等への周知及び紛争防止	11
3	砂利採取の関する監督・命令	12
4	砂利採取法に関する罰則	13

第1 砂利採取法の概要

1 概要

砂利採取法は、昭和40年代、土木・建築工事の増大につれて、砂利の採取に伴う災害が社会的問題となったため、砂利採取業者の登録、採取計画の認可その他の規制を行うことにより災害の防止を図ることを目的として昭和43年に制定されました。

2 砂利採取法が適用される砂利

砂利採取法が適用される砂利は、一般に砂、砂利、栗石、玉石など丸みを帯びたもので、概ね直径が30cm以下のもの。直径が30cmを超えるものは転石と呼ばれ、採石法が適用されます。

3 砂利採取業とは

砂利採取業とは、前記の砂利を採取する（洗浄のみを行う場合を含む。）事業で、営利、非営利に関係なく、砂利の採取を目的として反復継続して行う態様のものをいう。具体的な行為が砂利採取業に該当するか否かについては、次を参考に個別に判断することとなります。

- ① 個人が庭を修理するために一時的に砂利を採取する行為は砂利採取業に該当しません。
- ② 宅地造成工事、土地改良工事その他の建設工事の施行箇所において生じた砂利を採取する行為は砂利採取業に該当しません。ただし、これらの工事であっても、販売や他の場所で使用する目的をもって砂利の採取を行っている場合は砂利採取業に該当します。

4 砂利採取業の登録制度（広島県事務）

砂利採取業を行おうとする者は、広島県知事の登録を受けてください。
(砂利採取法第3条)

5 砂利採取計画の認可制度（広島市事務）

砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該砂利の採取を行う場所ごとに採取計画を定め、広島市長（当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等の区域内にあるときは河川管理者）の認可を受けなければなりません。
(砂利採取法第16条)

6 認可の基準（砂利採取法第19条）

認可申請があった採取計画に関して、当該採取計画に基づいて行われる砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、認可できません。
また、海砂利の採取は、広島県により、平成10年2月に全面禁止されています。

7 技術的基準

この技術基準は次のとおりです。
・広島市陸砂利採取計画認可基準（平成21年4月1日施行）（以下「砂利採取計画認可基準」という。）

8 砂利採取の廃止

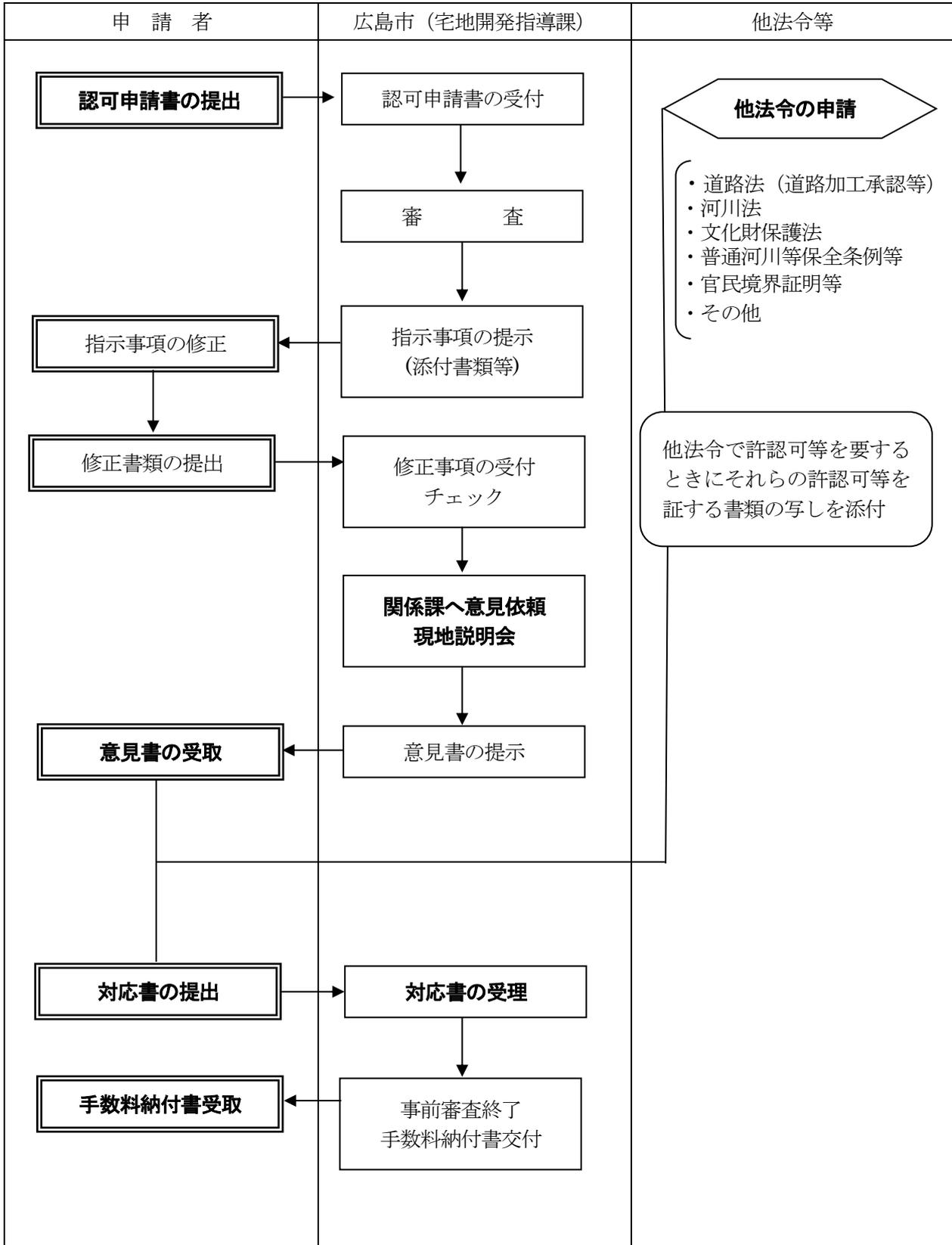
認可を受けた者は、砂利採取が完了したときは、市長に廃止届を提出し、跡地が計画図面通り完了しているか確認を受けなければなりません。
市長は、確認の結果、認可の内容に適合していると認めたときは、廃止届の受理書を認可を受けた者に交付します。

第2 認可事務の手続

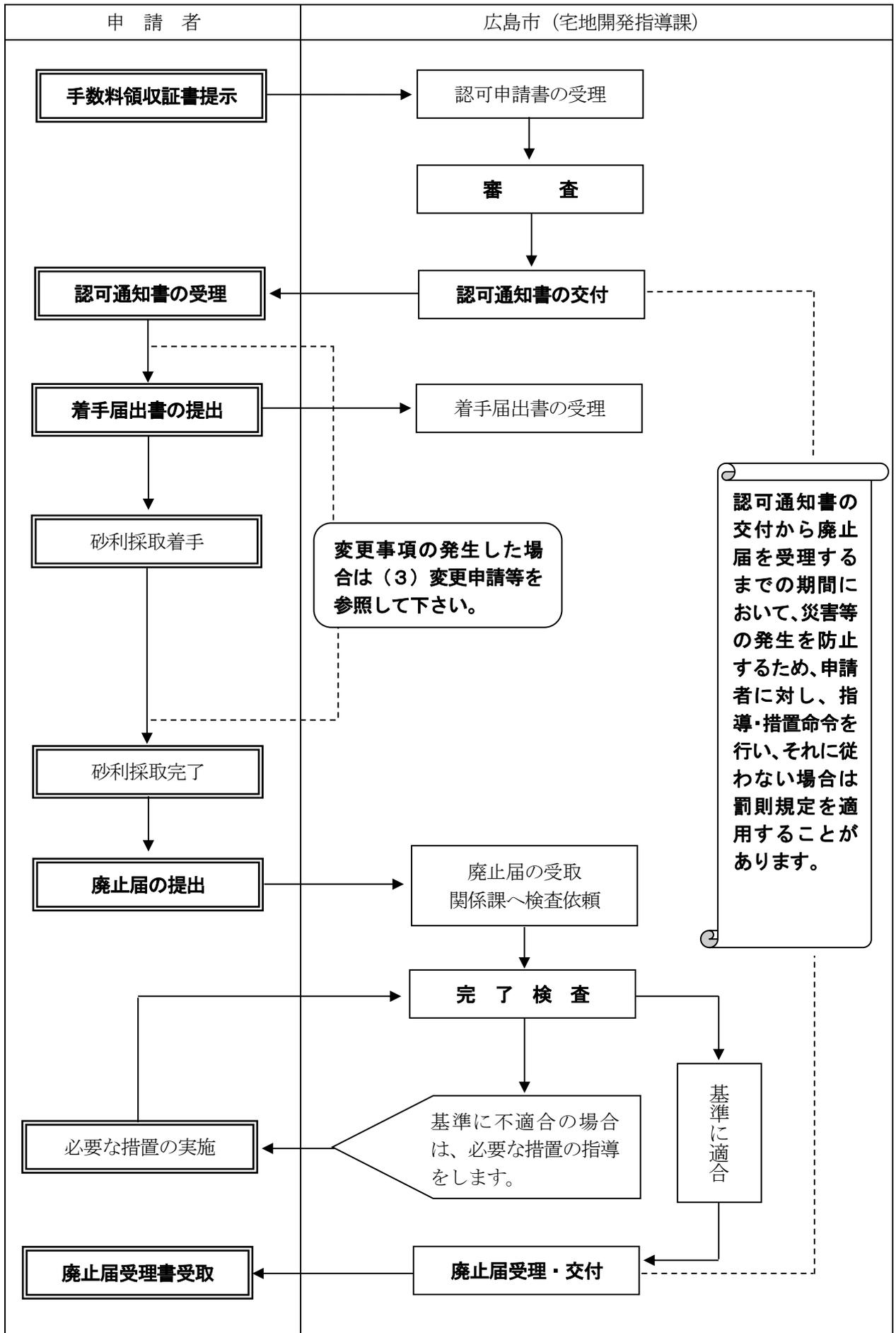
1 事前審査・申請から完了までの流れ

砂利採取計画認可事務フロー

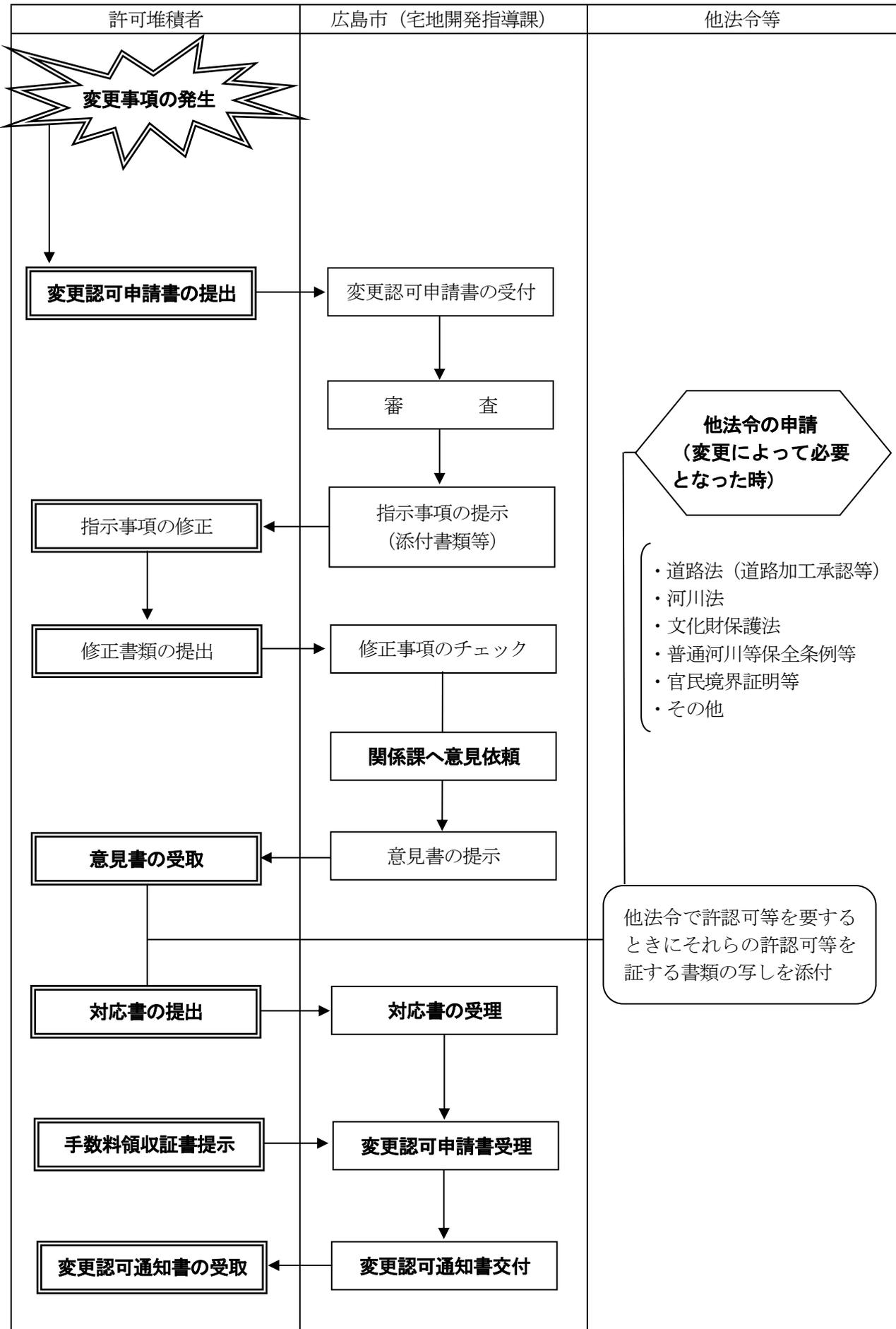
(1) 事前審査



(2) 申請等



(3) 変更申請等



2 事務手続の説明等

(1) 事前審査

区分	項目	説明	備考
1	認可申請書の提出	認可申請書を事前に審査します。	
	認可申請書の受付		
2	審査	ア 必要な図書が添付されているか、図面が技術基準に適合しているかなどを審査します。	
	指示事項（添付書類等）	イ 指示事項に審査内容を記載し、申請者に提示しますので、添付書類等の修正等をしてください。	
	添付書類等の提出	ウ 提出された整備図書を審査し、不整合な箇所は再度指示します。	
3	関係課へ意見依頼	ア 関係課へ意見依頼を行います。	
		イ 併せて現地説明会の開催を要望しますので、立会ってください。 ウ 関係課へ事前に必要な書類を配付しますので、申請者は必要部数を用意してください。	
4	現地説明会	現場で、申請内容を説明してください。 ※特に道路・水路関係は明確にしてください。	
5	意見書	ア 関係各課の意見を取りまとめた意見書を提示します。 ・申請者は他法令関係も整備してください。	
6	対応書の提出	ア 申請者は意見に対する対応書を作成してください。 作成にあたっては、関係課と十分協議し、回答する対応書の写しを当該関係課の担当者に事前に提出しておいてください。 ・意見に対する整備状況を記載し、記名した上で、提出してください。 イ 申請書類の最終チェック（構造計算等）を行います。 ウ 提出された対応書の整備状況等を審査します（関係課に整備状況を確認します。）。 ウ 提出された対応書の整備状況等を審査します（関係課に整備状況を確認します。）。	
	対応書の受理		
7	事前審査の終了	事前審査が終了した時点で、手数料納付書を交付します。	

(2) 申請等

ア 認可

区分	項目	説明	備考
1	手数料の納付	事前審査が終了した時点で、手数料を納付し、領収証書を提示してください。	
2	認可申請書の受理	ア 認可申請書の受理の決裁を取ります。 イ 申請図書（正、副）に受付印を押します。	
3	認可申請書の審査	最終のチェックをします。	正、副各一部
4	認可	ア 認可申請の決裁を取り、認可を行います。 イ 申請書とともに提出して頂いた申請図書（副）をお返ししますので、保管してください。	

イ 砂利の採取・廃止

区分	項目	説明	備考
1	砂利採取着手	申請者は認可後、砂利採取に着手する10日前までに砂利採取着手届出書を提出してください。	
	砂利採取標識の設置・ウェブサイトへの掲載	ア 砂利採取に着手する前に様式第10号の標識を現場内に設置してください。また、標識の設置場所は、公道等から見えやすい位置としてください。 イ 以下に該当する場合を除き、標識の掲載内容をウェブサイトに掲載してください。 ・常時雇用する従業員の数が20人以下である場合 ・自ら管理するウェブサイトを有していない場合 ウ 変更認可後には、標識等の内容を速やかに修正してください。	
2	砂利採取廃止届（完了）	ア 認可を受けた者は、砂利採取が完了したときは、市長に廃止届を提出し、跡地が計画図面通り完了しているか確認を受けなければなりません。	
	関係課へ依頼 完了検査	イ 砂利採取が完了した場合は、砂利採取廃止届を提出してください。 ・跡地整備が完了していることの検査を実施するため、関係課に立会いを依頼し、当課と合同で検査を行います。	
3	廃止届の受理	市長は、確認の結果、認可の内容に適合していると認めるときは、廃止届の受理書を、認可を受けた者に交付しますので、大切に保管してください。	

(3) 変更申請等

区分	項目	説明	備考
1	変更認可申請書の提出		
2	変更認可申請書の受付		
3	審査	ア 必要な図書が添付されているか、図面が技術基準に適合しているかなどを審査します。	
	指示事項（添付書類等）	イ 指示事項に審査内容を記載し、申請者に提示しますので、添付書類等の修正等をしてください。	
	添付書類等の提出 添付書類等のチェック	ウ 提出された整備図書を審査し、不整合な箇所は再度指示します。	
4	関係課へ意見依頼	ア 関係課へ意見依頼を行います。 イ 関係課へ必要な書類を配付しますので、申請者は必要部数を用意してください。	
5	意見書	ア 関係各課の意見を取りまとめた意見書を提示します。 ・申請者は他法令関係も整備してください。	
6	対応書の提出	ア 申請者は意見に対する対応書を作成してください。 作成にあたっては、関係課と十分協議し、回答する対応書の写しを当該関係課の担当者に事前に提出しておいてください。 ・意見に対する整備状況を記載し、記名した上で、提出してください。	
	対応書の受理	イ 変更申請書類の最終チェック（構造計算等）を行います。 ウ 提出された対応書の整備状況等を審査します（関係課に整備状況を確認します。）。	
7	手数料の納付	対応書受理後、手数料を納付し、領収証書を提示してください。	
8	変更認可申請書の受理	ア 変更認可申請書の受理の決裁を行います。 イ 申請図書（正、副）に受付印を押します。	正、副 各一部
9	変更認可	ア 変更認可申請の決裁を取り、変更認可を行います。 イ 申請書とともに提出して頂いた申請図書（副）をお返ししますので、保管してください。	

第3 認可申請要領

1 認可申請書作成要領

区 分		内 容
認 可 申 請 書	砂利採取場の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削区域、表土置場、洗浄区域の所在地は、各場所の地番まで全てを記載してください。 ・また、面積についても、各場所の面積を小数点第2位まで記載してください(小数点第3位切捨て)。 ・欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。
	採取をする砂利の種類及び数量	<ul style="list-style-type: none"> ・数量(体積)は、小数点第2位まで記載してください(小数点第3位切捨て)。
	採取の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・記載例 採取した日から〇〇日間
	砂利の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・様式別紙1に記載してください。 ・また、別紙1に記載する数量については、小数点第2位まで記載してください(小数点第3位切捨て)。
	砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・様式別紙2、3に記載してください。 ・また、別紙2、3に記載する数量については、小数点第2位まで記載してください(小数点第3位切捨て)。
	採取した砂利の水切りの方法及び設備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・様式別紙3に記載してください。

2 関係書類・図面

採取計画認可申請書及び添付書類は次の表によるものとする。

種類	様式	備考
砂利採取計画認可申請書	様式第1号	
添付書類	位置図	・原則縮尺5万分の1の地図とし、砂利採取場の位置を朱色で着色する。
	見取図	様式第2号
	実測平面図、実測横断面図、 実測縦断面図	・図面の縮尺は、原則として実測平面図は500分の1から600分の1、実測横断面図は100分の1から200分の1、実測縦断面図は1,000分の1から2,000分の1とし、実測縦横断面図には、それぞれ当該地番の計画地盤面を記載する。
	登録通知書（写）	・登録権者からの登録通知書の写し。
	砂利採取場の 管理監督計画書	様式第3号
	権原を有することを 示す書面	・押印は、印鑑登録制度において登録した印鑑を使用し、印鑑（登録）証明書を添付する。 ・申請者の土地の場合は、土地登記簿謄本又は土地の売買契約書の写し。 ・他人の土地の場合は、砂利を採取する旨を内容とする土地所有者、耕作者等との契約書の写し又は砂利を採取することについての土地所有者、耕作者等の同意書。（掘削埋立同意書：様式第12号）
	他の行政庁の許可、 認可等を示す書面	・許可書の交付を受けていない場合には、申請書の写し。
	採取跡の埋め戻し用土砂が 確保されていることを示す書面	・埋め戻し用の土砂の搬出元が自己所有の土地の場合は、土地の登記簿謄本又は、土地売買契約書の写し。 ・押印は、印鑑登録制度において登録した印鑑を使用し、印鑑（登録）証明書を添付する。 ・他人所有の土地の場合は、土砂等を採取する旨を内容とする土地所有者との契約書の写し又は土地所有者の同意書。 ・土砂等を他から購入する場合は、購入契約書の写し。
埋め戻し用土砂の 搬入経路を記載した書面	様式第4号	
採取した砂利の搬出方法及び 搬出経路を記載した書面	様式第5号	
その他参考となる事項を記載した 書面または図面		・公図の写し、現況地番図、丈量図、周辺状況図。 ・砂利採取地の隣接者の同意。（掘削埋立に伴う隣接同意書：様式第13号） ・砂利の洗浄水を河川から取水する場合は、河川法第23条に基づく河川管理者の許可書。 ・砂利を搬出する場合に、私人の管理する道路を通行する場合は、当該管理者の同意書。 ・砂利採取に伴い民有地を通行又は排水する場合は、通行同意書又は排水同意書。 ・その他参考となる図面。

砂利採取着手届

砂利採取の着手届の様式は次の表によるものとする。

種 類	様 式
砂利採取着手届出書	様式第 8 号

砂利採取標識

砂利採取標識の様式は次の表によるものとする。

種 類	様 式
砂利採取標識	様式第 10 号

業務状況報告書

業務状況報告書の様式は次の表によるものとする。

種 類	様 式
業務状況報告書	様式第 11 号

※業務状況報告書については、砂利採取場ごとに毎年 4 月末日までに経済産業大臣に提出してください。

砂利採取廃止届

法第 2 4 条の規定による砂利採取の廃止届の様式は次の表によるものとする。

種 類	様 式
砂利採取廃止届書	様式第 9 号

採取計画の変更認可申請

法第 2 0 条第 1 項の規定による採取計画の変更申請の提出書類については次の表によるものとする。

種 類	様 式
採取計画の変更認可申請書	様式第 6 号
添 付 書 類	採取計画の変更により記載内容の変更を要するもの

採取計画の軽微な変更の届出

法第 2 0 条第 2 項の規定による採取計画の軽微な変更の提出書類については次の表によるものとする。

種 類	様 式
軽微な変更届書	様式第 6 号の 2
添 付 書 類	採取計画の変更により記載内容の変更を要するもの

氏名等の変更の届出

届出様式は次の表によるものとする。

種 類	様 式
氏名等変更届書	様式第 7 号

3 着手

砂利採取に着手するときは、速やかに「砂利採取着手届出書（様式第8号）」を提出してください。
届出書には次のものを添付してください。

1	実施工程表
2	砂利採取標識の設置写真及び設置場所の位置図
3	その他市長が必要と認めるもの

4 廃止

採取が完了したときは、「砂利採取廃止届書（様式第9号）」を当該完了の日から起算して10日以内に提出してください。
なお、廃止届には、次のものを添付してください。

1	工事写真
2	土砂等の搬入搬出に関する書類
3	出来形（平面図、断面図等）

工事写真

区 分	内 容	
1 工事写真の内容	ア 着手前及び完成後の状況 イ 施工状況 ※施工後に不可視となる部分については工事写真で施工寸法が確認できるよう特に注意して撮影してください。	
	黒板等に右の項目を適宜記載し、 被写体と共に撮影してください。	ア 工事名 イ 工種等 ウ 測点（位置） エ 略図 オ 設計寸法 カ 実測寸法
2 工事写真帳	施工区分ごとに整理し、撮影日時・場所・施工内容等を記入してください。 なお、必要に応じてインデックスを付けてください。	

第4 その他

1 事前相談

砂利採取を行う場合には、認可申請の要否について判断しなければなりません。

このため、市においては、次の資料を基に、現地調査等を行い、認可申請の要否について事前にお答えしています。

- ・ 砂利の採取を行う場所、面積及び体積が確認できる資料
- ・ 現況写真
- ・ その他、判断ができない場合は必要に応じて資料を求める場合があります。

2 住民等への周知及び紛争防止

認可申請後、砂利採取の概要を周辺地域の住民等に周知させ、また、近隣住民との紛争を未然に防止するとともに紛争が生じた場合は、その解決に誠意をもってあたってください。

なお、調整経緯について報告書等の提出を求める場合があります。

3 砂利採取法に関する監督・命令

業者登録・採取計画認可制度の実効性を担保し、災害防止を図るため、砂利採取法では、次のとおり必要な命令をすることができる。

項 目	内 容
砂利採取業者登録の取消し・事業停止命令 (砂利採取法第12条)	砂利採取業者登録の取消し(登録の消除)又は6ヶ月以内の事業の全部若しくは一部の停止 (要件) <ul style="list-style-type: none"> ○ 砂利採取法の規定による罰金以上の刑に処せられたとき。 ○ 業務主任者が死亡、解雇等によって、不存在の状態が2週間以上続いているとき。 ○ 登録事項に変更があるときに届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 ○ 採取計画の認可を受けずに砂利の採取を行ったとき。 ○ 採取計画の認可を取消されたとき。 ○ 不正の手段により砂利採取業者の登録を受けたとき。
採取計画の変更命令 (砂利採取法第22条)	認可を受けた採取計画の変更 (要件) 自然災害などによる状況の変化により、当初定めた採取計画では災害の防止が図れないと認めるとき。 ※災害防止の方法を砂利採取業者の選択に委ねる時間的な余裕があるとき。
緊急措置命令 (砂利採取法第23条第1項)	災害防止のため必要な措置又は砂利採取の停止 (要件) 災害が発生し、又は災害の発生が急迫しており、緊急の必要があると認めるとき。 ※災害防止の方法を砂利採取業者の選択に委ねる時間的な余裕がないとき。
法違反者に対する命令 (砂利採取法第23条第2項)	採取跡の埋め戻しその他砂利の採取に伴う災害の防止のため必要な措置 (要件) <ul style="list-style-type: none"> ○ 登録を受けずに砂利採取業を行ったとき。 ○ 採取計画の認可を受けずに砂利の採取を行ったとき。 ○ 認可を受けた採取計画に従わずに砂利の採取を行ったとき。
認可の取消し・砂利採取停止命令 (砂利採取法第26条)	採取計画の認可の取消し又は6ヶ月以内の砂利採取の停止 (要件) <ul style="list-style-type: none"> ○ 採取計画の認可に付された条件に違反したとき。 ○ 認可を受けた採取計画に従わずに砂利の採取を行ったとき。 ○ 採取計画の変更命令、緊急措置命令に違反したとき。 ○ 不正の手段により採取計画の認可を受けたとき。

4 砂利採取法に関する罰則

業者登録・採取計画認可制度の実効性を担保し、災害防止を図るため、砂利採取法では、次のとおり罰則が設けられている。

項 目	内 容
1年以下の懲役又は 10万円以下の罰金※ (砂利採取法第45条)	<ul style="list-style-type: none">○ 登録を受けずに砂利採取業を行った者○ 3の命令に違反した者○ 認可を受けず、又は認可を受けた採取計画に従わず砂利の採取を行った者
3万円以下の罰金※ (砂利採取法第46条)	<ul style="list-style-type: none">○ 登録事項の変更を届出をせず、又は虚偽の届出を行った者○ 帳簿を備えず、必要事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者○ 業務状況の報告をせず、又は虚偽の報告をした者○ 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
1万円以下の過料 (砂利採取法第48条)	<ul style="list-style-type: none">○ 砂利採取業の承継、廃止、採取計画の認可に係る氏名等の変更、砂利採取の廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者○ 標識の掲示をしなかった者

※印については両罰規定あり。